



2020年10月29日

各 位

会 社 名 株式会社トーセ
代表者名 代表取締役社長 渡辺 康人
(コード番号 4728 東証第1部)
問合わせ先 経営企画部長 峠 達也
(TEL. 075-342-2525)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年11月26日開催予定の当社第41期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本年11月26日開催予定の当社第41期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第30条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年11月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2020年11月26日(予定)

以 上

【別 紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>第4条 [機 関] 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 [機 関] 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式 第6条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株 式 第6条 (現行どおり)</p>
<p>第7条 [自己の株式の取得] <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第18条 [員 数] 当社の取締役は10名以内とする。 (新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第17条 [員 数] <u>(1) 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</u> <u>(2) 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第19条 [選任方法] (1) 取締役は、株主総会において選任する。 (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第18条 [選任方法] (1) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 20 条 [任 期]</p> <p>(1) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(2) 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 19 条 [任 期]</p> <p>(1) 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(4) <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 21 条 (条文省略)</p>	<p>第 20 条 (現行どおり)</p>
<p>第 22 条 [取締役会の招集通知]</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役 <u>および各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役 <u>および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 21 条 [取締役会の招集通知]</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 22 条 [重要な業務執行の決定の委任]</p> <p><u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 [代表取締役および役付取締役]</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第23条 [代表取締役および役付取締役]</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>第25条 [報酬等]</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条 [報酬等]</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条 [員 数]</p> <p><u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第28条 [選任方法]</p> <p><u>(1) 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(2) 当会社は、法令で定めた監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議によって補欠の監査役(以下「補欠監査役」という。)を選任することができる。</u></p> <p><u>(3) 監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(4) 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第29条 [任期]</u></p> <p><u>(1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>	(削 除)
<p><u>第30条 [常勤の監査役]</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条 [監査役会の招集通知]</u></p> <p><u>(1) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条 [報酬等]</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 [監査役の責任免除]</u></p> <p><u>(1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第27条 [監査等委員会の招集通知]</p> <p><u>(1) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第34条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>第35条 [剰余金の配当の基準日]</p> <p>(1) 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>第29条 [剰余金の配当の基準日]</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p><u>(2) 当会社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p><u>(3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第36条 [中間配当]</p> <p><u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 [剰余金の配当等の決定機関]</p> <p><u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 [監査役の責任免除に関する経過措置]</p> <p><u>当会社は、第41期定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上